

報道関係者 各位

平成29年9月29日

【照会先】

群馬労働局	雇用環境・均等室
室長	千葉 裕子
企画調整係長	関口 夕子
(代表電話)	027(896)4733

毎年10月は中小企業退職金共済制度の「加入促進強化月間」です ～従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度への加入を促進します～

厚生労働省は、毎年10月に独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施している中小企業退職金共済制度^{*1}の「加入促進強化月間」において、同機構と連携してこの制度への加入促進活動や履行確保活動に取り組んでいます。

中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです（運営は勤労者退職金共済機構）。

群馬労働局では、今回の「加入促進強化月間」において、説明会、集団指導等での制度の周知や、管内の労働基準監督署、公共職業安定所においてパンフレット等の配布を行います。（全国的な取組については「加入促進強化月間」実施要綱^{*2}を参照ください）

また、この制度の説明を希望される中小企業事業主の方に対しては、勤労者退職金共済機構が各都道府県に配置している普及推進員等が説明に伺うこともできます。

（参考）独立行政法人 勤労者退職金共済機構について

<https://www.taisyokukin.go.jp/index.html>

中小企業退職金共済制度について

<https://www.taisyokukin.go.jp/seido/seido01.html>

※1 中小企業退職金共済制度とは

独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです。また、一般の中小企業を対象とする「一般の中小企業退職金共済制度（略称「中退共）」と、期間雇用者を対象とした「特定業種退職金共済制度（建設業退職金共済制度（略称「建退共）」、清酒製造業退職金共済制度（略称「清退共）」、林業退職金共済制度（略称「林退共）」とがあります。

※2 「加入促進強化月間」実施要綱

1. 実施期間

平成29年10月1日から10月31日までの1か月間

2. 主な内容

(1) ポスター・パンフレットの配布

勤労者退職金共済機構が作成した中退共、建退共、清退共、林退共の各制度のポスターについては、市役所や駅、ハローワークなどの公共の場所に掲示を依頼し、パンフレットについては関係機関や事業主団体を通じて事業主などへ配布します。

(2) マスメディアなどを通じた広報の強化

テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアや地方公共団体・関係団体などの発行する広報紙（誌）による広報を強化します。

(3) 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請

事業主団体や関係団体などに対し、各制度の周知・啓発などへの協力を要請します。

(4) 未加入企業を対象とした制度説明会を開催します。（中退共）

(5) 建退共に加入していることを示す「建退共現場標識」の掲示を要請します。（建退共）

中退共 職金 共済制度

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

ちゅう たい きょう

中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です

安心を積み重ねてみませんか？



パートタイマーや家族従業員も加入できます

安心・確実

掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税。
手数料も
一切かかりません。

簡単管理

社外積立型で
管理がカンタン。
退職金試算額も
お知らせします。

ポータビリティ

離転職時に
他の年金制度等との間で
積立資産の持ち運びも
可能です。

ホームページで制度説明動画配信中!



ちゅうたくん きょう子ちゃん

ネットで
検索

中退共

検索

スマホで
検索



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

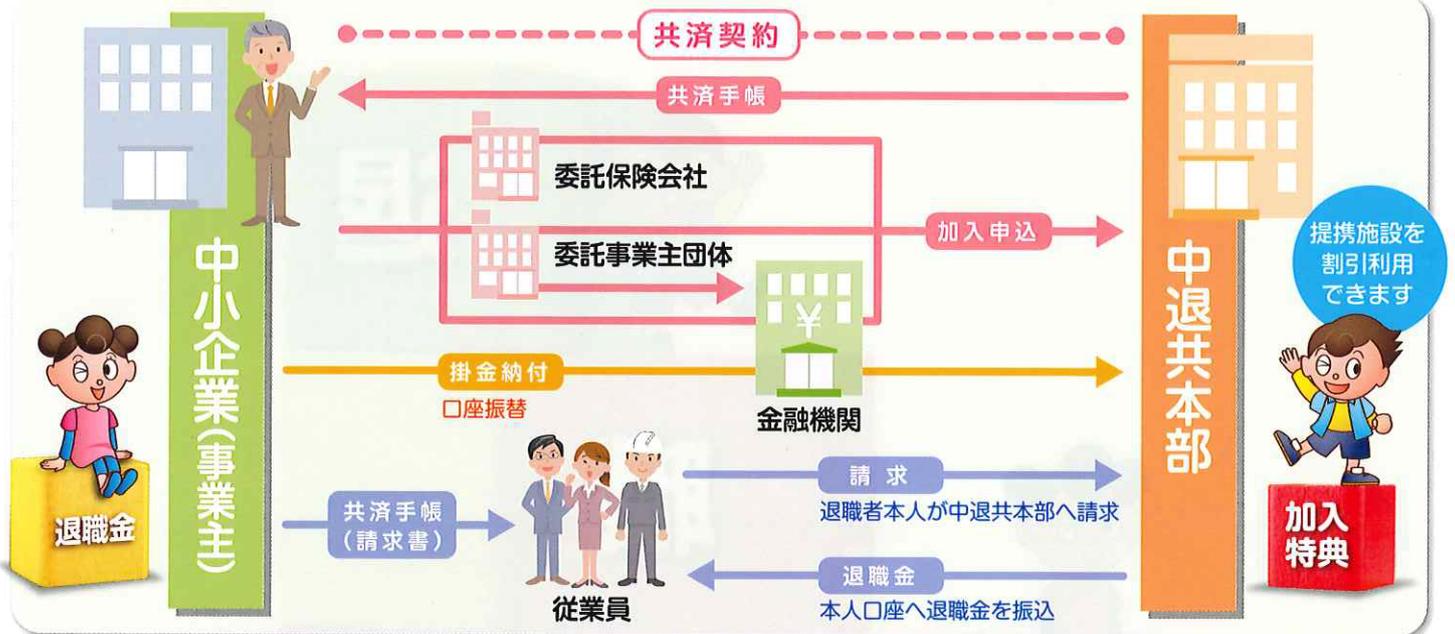
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

中退共は、安心・確実・有利

中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です

中退共制度のしくみ

- 1 加入申込** 簡単
申込書を金融機関、委託事業主団体または委託保険会社に提出してください。中退共本部と退職金共済契約を締結後、共済手帳を送付します。
- 2 掛金納付** 有利
毎月の掛金は口座振替で金融機関に納付します。掛金は全額事業主が負担。要件を満たせば、掛金の一部を国が助成します。
- 3 退職金の支払い** 安心 確実
事業主は「退職金共済手帳(請求書)」に従業員に渡します。従業員の請求に基づき、中退共本部から退職金が直接支払われます。



退職金額の目安

掛金が毎月10,000円の場合

- 5年後 ▶ **608,200円**
- 10年後 ▶ **1,265,600円**
- 20年後 ▶ **2,666,600円**

※金額は法令の改正により変わることがあります。

加入できる企業

常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが、次の範囲内であれば加入できます。個人企業や公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。

一般業種	卸売業	サービス業	小売業
常用従業員数 300人以下 または 資本金・出資金 3億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 1億円以下	常用従業員数 100人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下	常用従業員数 50人以下 または 資本金・出資金 5千万円以下

制度についてのご相談は、下記のコーナーでも承っております

中退共
名古屋
コーナー
TEL : **052-856-8151**
FAX : **052-856-8155**

中退共
大阪
コーナー
TEL : **06-6536-1851**
FAX : **06-6536-1850**

電話受付9:00~17:00 ※土日祝日は除く

資料請求 ※詳しい資料は FAX または封書にてご請求ください。

FAX : **03-5955-8220**

住所 〒 _____ 名称または氏名 _____

TEL () _____ 担当者のお名前 _____

業種	資本金	円	常用従業員数	人	パート従業員数	人
配布団体名 _____						

◇ご請求いただいた際は、よくわかる中退共制度詳細版(あらまし)と新規契約申込書をご送付させていただきます。

※ご記入いただきました個人情報、中退共本部の加入促進活動に必要な範囲内で利用させていただきます。中退共本部では個人情報を適切な安全対策のもとに管理し、漏えいなどの防止に努めます。また、お客様の同意なく第三者に開示・提供はいたしません。